

ちようどいいから 住みやすいから

その⑧

秋田市への移住に役立つ情報コーナー

月1回
シリーズの
特別編!



新たな体制で移住定住を促進!

機構改正により、4月1日から「人口減少・移住定住対策課」を新設しました。

ここでは、人口減少対策の一環として、秋田市を売り込む「シティプロモーション」による魅力発信や、まちへの誇りと愛着の醸成(気運を作り上げていくこと)に総合的に取り組み、移住定住を一層促進する役割を担います。

このシリーズ「ちようどいいから住みやすい」でも、引き続き情報発信していきますのでよろしくお願いいたします!

人口減少・移住定住対策課

☎(888)5487・FAX(888)5488

Eメール ro-plpo@city.akita.akita.jp



県外にお住まいで、秋田市への移住・定住をお考えのご家族や知人などへお知らせください!

市では、首都圏での移住相談窓口として、東京事務所内に移住相談センターを開設していますが、新たに5月9日(木)からJR東京駅付近にも相談窓口を開設します。
センターでは、専門相談員が就職や住まいなどに関するご相談やサポートを行います。

東京駅八重洲口に相談センターを設置!

委嘱状交付式で。重久さん(右)と穂積市長



地域おこし協力隊に 初の女性隊員が就任

今年度から、秋田市地域おこし協力隊員を新たに1人採用しました。隊員となったのは、鹿児島県与論町出身の重久愛さんで、おもに移住コーディネーターとして、秋田市へ移住定住したい人を自身の経験を生かしながらサポートしてもらおうこととなります。

重久さんからメッセージ

東京で働いていたときに知り合った秋田出身のかたを通して、秋田市の魅力を感じたのが、移住した一つのきっかけです。

これからは、移住定住するかたのお手伝いをするのはもちろん、ここ秋田で、特に女性のみなさんとコミュニティの場を作り、交流を深めていきたいです。みなさんどうぞよろしくお願いいたします!

★秋田市移住相談センター

東京都千代田区平河町

二丁目4-1

日本都市センター会館11階
☎03-3234-6871

(平日、午前9時〜午後5時)

★秋田市移住相談

八重洲センター

東京都中央区京橋

一丁目4-14 TOKビル

☎0120-09-1101

(月曜〜土曜、

午前10時〜午後6時)





■ご利用ください！『空き家バンク制度』

市内の空き家の賃貸・売却を希望するかたから申し込みを受けた情報を、空き家の利用を希望するかたに紹介するサービスです。詳しくは、市ホームページでもご覧いただけます。◆広報ID番号 1007425

問い合わせ住宅整備課(市役所4階)☎(888)5770

補助制度で快適な住環境を！

① 定住目的の空き家の
改修工事へ補助

定住を目的とした空き家(建築から10年以上経過している物件)の改修工事費の一部を補助します。今年度から、空き家バンク物件のほか宅建業者が取り扱う物件も利用可能になりました。

設業者が施工する、定住に必要な本体工事
■補助額
対象工事費の2分の1。購入は上限100万円、賃貸借は上限30万円。「秋田市中心市街地活性化基本計画区域内」か「秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内」は、市内在住者の購入が上限50万円、賃貸借が上限20万円

② 多世帯同居・近居の
住宅改修へ補助

「多世帯同居」や、転居により住まいが近くなる「近居」のための住宅改修工事や購入などに対し、費用の一部を補助します。

■対象(いずれかに該当するかた)
▼市内で居住用に所有している住宅を改築・改修し、新たに多世帯同居(世帯数が一つ以上増加)をするかた(3年以上の同居)

▼親、子、孫など三世代のいずれかが所有し、居住している住宅のそばに市外から近居する

かた(3年以上の近居/住宅の距離が近くなること)

■対象となる工事と経費

▼市内に本店か支店などがある建設業者などが施工する、同居に必要な住宅の本体工事

▼住宅を新築か購入(中古住宅を含む)する費用、貸家(アパートなどを含む)の賃貸借契約に係る敷金・権利金・仲介手数料

■補助額

▼対象工事費の2分の1。市内在住者の同居は上限50万円。市外在住者か市内在住者のうち、18歳以下の子ともがいる世帯の同居は上限100万円
▼住宅購入費は上限100万円、賃貸借契約は上限30万円

③ 住宅の増改築・
リフォームへ補助

市と県では、50万円以上の増改築・リフォーム工事に対し助成を行っています。今年度工事が完了し、完了実績報告書を提出することが要件です。

◆市制度◆

工事業者は、市内に本店がある建設業者などが要件です。完了実績報告書の提出期限は3月31日(火)。助成額は5万円で、「秋

田市中心市街地活性化基本計画」区域内であれば10万円。申し込みは住宅整備課へ。

■対象となる住宅

市の制度を初めて利用する住宅で、次のいずれかに該当する物件(市内在住で市税の滞納がないかたの物件です)

▼対象者が所有し、居住している
▼対象者が居住し、配偶者、親(配偶者の親を含む)または子が所有している

▼対象者の親(配偶者の親を含む)が子が所有し、居住している
▼対象者が所有し、親(配偶者の親を含む)が子が居住している

◆県制度◆

子育て世帯、県外からの移住・定住世帯、既存住宅をさらに良質にするためのリフォームを支援します。詳しくは、秋田地域振興局建築課へお問い合わせください。☎(8860)3491

◆市の各補助事業とも、東日本

大震災で避難し、市内に居住しているかたも利用できます

◆①の空き家購入または②の同居の場合、③の住宅リフォーム助成と併用できる場合があります